

新旧対照表

○神奈川県建築基準条例

新	旧
<p>第1条～第51条の3(略) (避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用の除外)</p>	<p>第1条～第51条の3(略) (避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用の除外)</p>
<p>第51条の4 建築物の階のうち、当該階が政令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物の部分については、第15条、第23条第1項、第28条、第29条第1項、第36条(第4項第4号を除く。)又は第39条(第1項を除く。)の規定は、適用しない。</p>	<p>第51条の4 建築物の階のうち、当該階が政令第129条の2第2項に規定する階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物の部分については、第15条、第23条第1項、第28条、第29条第1項、第36条(第4項第4号を除く。)又は第39条(第1項を除く。)の規定は、適用しない。</p>
<p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の除外)</p>	<p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の除外)</p>
<p>第52条 建築物で、当該建築物が政令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物については、第15条、第23条第1項、第28条、第29条第1項、第33条、第34条第2項、第36条(第4項第4号を除く。)、第39条(第1項を除く。)又は第51条の2の規定は、適用しない。</p>	<p>第52条 建築物で、当該建築物が政令第129条の2の2第2項に規定する全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物については、第15条、第23条第1項、第28条、第29条第1項、第33条、第34条第2項、第36条(第4項第4号を除く。)、第39条(第1項を除く。)又は第51条の2の規定は、適用しない。</p>
<p>第52条の2～第59条(略)</p>	<p>第52条の2～第59条(略)</p>